

能登島地域づくり協議会コンプライアンス規程

(目的及び基本方針)

第1条 協議会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、協議会に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に努める。

2 協議会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第2条 協議会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当役員
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部署

(コンプライアンス担当役員)

第3条 コンプライアンス担当役員は、事務局長とし、理事会に対し、定期的に協議会のコンプライアンスの状況について報告する。

2 コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部署を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当役員の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、事務局及び外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防

止策の公表

(6) その他コンプライアンス担当役員が指示した事項

(コンプライアンス統括部署)

第5条 協議会の事務局をコンプライアンス統括部署とする。

2 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3 コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部署に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括部署長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当役員に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当役員承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部署を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当役員に直接、同項の報告をすることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員決議による。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。